

有料職業紹介事業業務の運営に関する規程

株式会社 ポータル

第1条 求 人

1. 当社は、職業紹介可能な全職種・国内に関する限り、いかなる求人の申込みについてもこれを受理致します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反したり、賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合、一定の労働関係法令（労働基準法及び職業安定法等）違反のある場合及び暴力団員などによる求人である場合には受理致しません。
2. 求人の申込みは、求人者又はその代理人が直接来社されて、所定の求人票により、お申し込みください。直接来社できないときは、郵便、電話又は電子メールによるお申込みでも差し支えありません。
3. 求人申込みの際には、業務内容、賃金、労働時間、その他の雇用条件をあらかじめ書面による交付、ファクシミリの利用又は電子メール等により明示してください。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又はメールの使用による明示ができないときは、当該明示すべき事項をあらかじめこれらの方法以外の方法により明示してください。
4. 有効期限は申込日から6ヶ月とする。但し、求人の取消、削除の依頼があった場合はすみやかに対応します。

第2条 求 職

1. 当社は、職業紹介可能な全職種・国内に関する限り、いかなる求職の申込みについてもこれを受理致します。
ただし、その申込みの内容が法令に違反する場合には受理致しません。
2. 求職申込みは、本人が直接来社されて、所定の求職票によりお申込みください。
3. 常に、日雇的又は臨時的な労働に従事することを希望される方は、当社に別途登録をしておき、別に定める登録証の提示によって、求職申込みの手続きを省略致します。
4. 有効期限は申込日から6ヶ月とする。但し、求職の取消、削除の依頼があった場合はすみやかに対応します。

第3条 紹 介

1. 求職の方には、職業安定法第2条にも規定される職業選択の自由の主旨を踏まえ、そのご希望と能力に応ずる職業に速やかに就くことができるよう極力お世話致します。
2. 求人の方には、そのご希望に適合する求職者を極力お世話致します。
3. 紹介に際しては、求職の方に、紹介において従事することとなる業務の内容、賃金、労働時間その他の労働条件をあらかじめ書面の交付又は希望される場合にはファクシミリの利用もしくは電子メール等により明示致します。ただし、紹介の実施について緊急の必要があるためあらかじめ書面の交付、ファクシミリの利用又は電子メール等による明示ができないときは、あらかじめそれらの方法以外の方法により明示致します。
4. 求職の方を求人者に紹介する場合には、紹介状を発行致しますから、その紹介状を持参して求人者の指定する場所へ行っていただきます。

5. いったん求人、求職の申込みを受けた以上、責任をもって紹介の労をとります。
6. 当社は、労働争議に対する中立の立場をとるため、同盟罷業又は作業閉鎖の行われている間は求人者に、紹介を致しません。
7. 就業が決定しましたら求人者又は関係雇用主から別表の手数料表に基づき、紹介手数料を申し受けます。

第4条 そ の 他

1. 当社は、職業安定機関及びその他の職業紹介事業者等と連携を図りつつ、当該事業に係る求職者等からの苦情があった場合は、迅速、適切に対応致します。
2. 当社が行った職業紹介の結果については、求人者、求職者双方から当社に対して、その報告をしてください。
紹介されたにもかかわらず、雇用関係が成立しなかったときも同様に報告してください。
また、当社の職業紹介により期間の定めのない労働契約を締結した求職者が就職から6箇月以内に離職（解雇されれば場合を除く。）したか否かについて、求人者から当社に対して報告してください。
3. 当社は、求職者又は求人者から知り得た個人的な情報は個人情報適正管理規程に基づき適正に取り扱います。
4. 当社が広告等により求人等に関する情報を提供するときは、当該情報について虚偽の表示又は誤解を生じさせる表示を行いません。また、当該情報について正確かつ最新の内容に保つため、求人者、求職者等から当該情報について提供の中止や内容の訂正の依頼があった場合や、当社が当該情報が正確でないことを確認した場合は、遅滞なく対応するとともに、求人者又は求職者に対して定期的に当該情報が最新かどうか確認する又は当該情報の時点を明らかにする措置を講じます。
5. 当社は、求職者又は求人者に対し、その申込みの受理、面接、指導、紹介等の業務について、人種、国籍、信条、性別、社会的身分、門地、従前の職業、労働組合の組合員であること等を理由として差別的な取扱いは一切致しません。
6. 当社の取扱職種の範囲等は、全職種で、国内です。
7. 当社の業務の運営に関する規定は、以上のとおりであります。当社の業務は、すべて職業安定法関係法令及び通達に基づいて運営されますので、ご不審の点は担当者へ詳しくおたずねください。

令和4年10月1日

許可番号 40-ユ-300032

株式会社ポータル

福岡市南区那の川1-23-30

代表取締役社長 副田 智幸